

確認検査業務約款

(契約の締結)

第1条

建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及びハウスプラス中国住宅保証株式会社（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(責務)

第2条

乙は、善良なる管理者の注意義務を以って、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかに同内容について説明を行わなければならない。
- 3 甲は、別に定める「確認検査業務手数料規程」（以下、「手数料規定」という。）に基づき算定され、請求書に定められた額の手数料を、第6条に規定する日までに支払わなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において引受承諾書に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を、遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 6 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し、審査において必要と認める追加説明等の要求、又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所要の図書等を添えるなど、説明の追加あるいは訂正等の必要な措置を講じなければならない。この場合、乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書の提出の要求についても同様とする。

(業務期日)

第3条

乙の各業務の期日は、次の各号に定める期日とする。

一 確認審査業務

- (1) 乙が、当該申請について法並びにこれに基づく命令及び条例（以下「関係法令」

という。)に適合していると認めた日から7営業日以内

(2) (1)に掲げる場合以外については、乙が当該申請について関係法令に適合していると認めた日から7営業日以内

二 中間検査業務

原則として、中間検査日から7営業日以内

三 完了検査業務

原則として、完了検査日から7営業日以内

四 仮使用認定業務

原則として、仮使用認定に係る検査日から7営業日以内

(業務期日の変更)

第4条

乙は、対象建築物等が法6条の3第1項に規定する構造適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認業務の期限の延長をすることができる。

2 乙は、前条に掲げる業務について、乙の責に帰すことができない事由により期日までに完了することができない場合には、甲に対し、その理由を明示の上、期日を延長することができる。

(手数料の額)

第5条

甲は、第3条第一号から第四号までの業務の手数料を、別に定める手数料規程により乙に支払う。

(手数料の支払い方法等)

第6条

甲の確認申請手数料、中間検査、完了検査、及び仮使用認定申請手数料は、受付時に現金で支払うものとする。

2 甲は乙の同意がある場合は、請求書に定める期日までに、現金または乙の指定する銀行口座に銀行振込により支払うことができる。

3 前各項に定める支払条件が守られなかった場合、その事実が判明した日以降、乙は甲からの申請の受付を保留することができる。

(確認審査中の計画変更)

第7条

甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、当該確認の申請を取り下げなければならない。取り下げに引き続き、変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第9条第2項の契約解除があったものとする。

(乙の免責)

第8条

次の各号の一に該当する場合、乙はその確認検査業務に誤りが生じてもこれに基づく一切の責任を負わない。

- 一 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認及び検査が行われたとき。
- 二 乙による確認検査業務内容に故意又は重大な過失がなく、乙の予見不可能な事情により誤りが生じた場合。

(甲の解除権)

第9条

甲は次の各号の一にあたる時は、乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由なく第3条に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又は完了の見込みがないとき
 - 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、手数料がすでに支払われているときは、甲は、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
 - 5 第2項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還することを要せず、乙に生じた損害について甲に賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

第10条

乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 甲が、正当な理由なく第6条に規定された納入期日までに手数料を納入しない場合
 - 二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正がされないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料がすでに納入されているときはこれを甲に返還せず、当該手数料が未だ納入されていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(手数料の返還)

第11条

乙の責に帰すべき事由により確認検査業務ができなかった場合等において、乙は当該手数料を甲に返還しなければならない。

(計画の特定行政庁への通知)

第12条

乙は、この契約を締結した後、建築場所の所轄する特定行政庁から要請のある場合に、対象建築物（建築物に限る）の計画の概要を当該特定行政庁へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

第13条

甲が電子申請を行う場合において、乙は、次の各号に掲げる書類について、識別番号及び暗証番号の入力等により甲が接続する電子情報処理組織にて交付を行うことができる。ただし、交付方法については、甲乙協議の上で別途定めることができる。

- (1) 規程第17条第5項に規定する引受承諾書、第22条第1項に規定する確認済証、適合しない旨の通知書及び適合するかどうかを決定できない旨の通知書並びに第22条第2項における副本
- (2) 規程第27条第6項に規定する中間検査引受証並びに第30条第1項に規定する中間検査合格証及び中間検査合格証を交付できない旨の通知書

(3) 規程第 33 条第 7 項に規定する完了検査引受証並びに第 36 条第 1 項に規定する検査済証及び検査済証を交付できない旨の通知書

(4) 規程第 39 条第 6 項に規定する引受承諾書、第 43 条第 1 項に規定する仮使用認定通知書及び適合しないと認める旨の通知書並びに第 43 条第 2 項における副本

(5) 上記のほか確認検査業務に関連する書類

2 乙は、規程第 13 条に定める確認検査業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に電子申請にかかる電磁的記録が到達した場合は遅滞なく、業務時間外に到達した場合は次の業務時間内に引き受けのための審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

3 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第 14 条に定める事務所とする。

(リモート検査)

第 1 4 条

乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。

2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

(1) 検査体制(使用する機器、Web 会議システム等)

(2) 書類検査の方法

(3) 検査補助者の安全対策

(4) 中断したときの対応

(5) 映像・音声の記録及び保存の取扱い

3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。

4 甲は、第 2 項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。

5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第 1 4 条に規定する事務所とする。

(秘密の保持)

第 1 5 条

乙は、その契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らして、又は自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第 1 6 条

甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することが出来る。ただし、その損害賠償請求額の上限は当該申請に係る申請手数料とする。

(別途協議)

第 1 7 条

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この確認検査業務約款は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

平成 20 年 6 月 17 日改訂

平成 22 年 6 月 25 日改訂

平成 27 年 6 月 1 日改訂

平成 27 年 9 月 18 日改訂

令和 2 年 7 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

新旧対照表

新	旧
<p>(電子申請) 第 13 条</p> <p><u>甲が電子申請を行う場合において、乙は、次の各号に掲げる書類について、識別番号及び暗証番号の入力等により甲が接続する電子情報処理組織にて交付を行うことができる。ただし、交付方法については、甲乙協議の上で別途定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>規程第 17 条第 5 項に規定する引受承諾書、第 22 条第 1 項に規定する確認済証、適合しない旨の通知書及び適合するかどうかを決定できない旨の通知書並びに第 22 条第 2 項における副本</u></p> <p>(2) <u>規程第 27 条第 6 項に規定する中間</u></p>	<p>(電子申請) 第 13 条</p> <p><u>甲の申請が電子申請により行われた場合において、乙は次の各号について、電子情報処理組織にて交付を行い、その他の書類については書面にて交付を行う。ただし、甲乙協議のうえ、交付方法を別に定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>確認済証交付時における副本</u></p> <p>(2) <u>適合しない旨の通知書及びその交付時における副本</u></p> <p>(3) <u>中間検査合格証を交付できない旨の通知書</u></p> <p>(4) <u>検査済証を交付できない旨の通知書</u></p> <p>(5) <u>適合しないと認める旨の通知書</u></p>

検査引受証並びに第 29 条第 1 項に規定する中間検査合格証及び中間検査合格証を交付できない旨の通知書

(3) 規程第 33 条第 7 項に規定する完了検査引受証並びに第 36 条第 1 項に規定する検査済証及び検査済証を交付できない旨の通知書

(4) 規程第 39 条第 6 項に規定する引受承諾書、第 43 条第 1 項に規定する仮使用認定通知書及び適合しないと認める旨の通知書並びに第 43 条第 2 項における副本

(5) 上記のほか確認検査業務に関連する書類

(削除)

2 乙は、規程第 13 条に定める確認検査業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に電子申請にかかる電磁的記録が到達した場合は遅滞なく、業務時間外に到達した場合は次の業務時間内に引き受けのための審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

3 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第 14 条に定める事務所とする。

2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、確認済証等交付の際に乙が電子署名を付与してから 10 年とする。電子署名の有効性が確認できる期間を延長する場合にあっては、当該機関内にタイムスタンプを付することを必要とする。

3 乙は、規程第 13 条に定める確認検査業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に電子申請にかかる電磁的記録が到達した場合は遅滞なく、業務時間外に到達した場合は業務時間内に引き受けのための審査を行うものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第 14 条に定める事務所とする。

<p><u>(リモート検査)</u></p> <p><u>第14条</u></p> <p><u>乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。</u></p> <p><u>2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。</u></p> <p><u>(6) 検査体制(使用する機器、Web 会議システム等)</u></p> <p><u>(7) 書類検査の方法</u></p> <p><u>(8) 検査補助者の安全対策</u></p> <p><u>(9) 中断したときの対応</u></p> <p><u>(10) 映像・音声の記録及び保存の取扱い</u></p> <p><u>3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。</u></p> <p><u>4 甲は、第2項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。</u></p> <p><u>5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。</u></p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第1<u>5</u>条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第1<u>6</u>条 (略)</p> <p>(別途協議)</p> <p>第1<u>7</u>条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第1<u>4</u>条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第1<u>5</u>条 (略)</p> <p>(別途協議)</p> <p>第1<u>6</u>条 (略)</p>
---	---